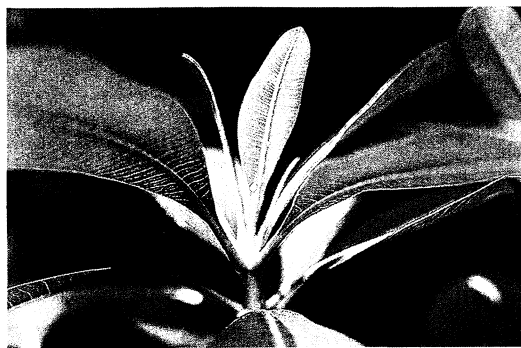


自治体における ジェンダー問題を考える

議員と首長の性別を中心に

岩本美砂子 三重大学人文学部教授
(いわた みさこ)

日本の首長や議員における女性の比率は極めて低い。その動向を分析するとともに、投票方式をはじめとする選挙制度の改革や、女性の人材を見いだす力・育てる力の不足の是正を提起する。



はじめに

自治体におけるジェンダー問題を考えるために、人材面からは、首長や議員という公選職の他、助役・副知事や収入役・出納長や職員、とりわけ意思決定に関わる幹部職員の性別構成を見る必要がある。さらに、教育委員会や選挙管理委員会、農業委員会といった行政委員会の委員や委員長の性別も重要である。また、予算面での男女共同参画関連予算やDV対策予算のほか、女性の受給者が多い福祉関係の予算や、家事軽減につながる学校給食のあり方なども検証するべきであろう。さらに予算を伴わないものも含めて、どのような政策が取り組まれているかという、アウトプットの質と量とを確認しなければならない。

近年論争的となっている、各自治体での

男女共同参画条例に関しては、条例ができていないかは、もちろん重要である。しかしこうした条例が成立していても、「ジェンダー」を正しく「社会的・文化的に形成されてきた男らしさ・女らしさ」と捉え、個人では左右できないこのような規範の押しつけを排除するような条例なのかどうか、判定が必要である。反対に名称は「男女共同参画条例」であっても、伝統的な「男らしさ」「女らしさ」を無批判に肯定し、現代の人権水準に反するものまで若い世代へ継承することを強くうたうものもある。

本稿では、以上の課題のうち、公選職における女性の進出という極めて限られた課題を取り扱う。しかしあらかじめ断っておくが、女性町村長が2004年12月現在で2,215町村のうち7名に過ぎず、その後合併によって少なくとも2人が失職していることを考えると、

日本の「草の根家父長支配」は非常に強固であり、女性町村長が1%に達することさえ予想しうる将来に見えてこない。他方で、少子高齢化が直撃するのは過疎地の町村部であり、高齢女性のほうが男性よりはるかに人口が多く、また出生率に関しても若い女性が安心して結婚や出産に踏み切れる環境整備が不可欠である一方、99%以上の町村が男性の首長のもとにあるというのは、非常に心許ない。高齢女性や子産み子育て期の女性が自ら幸せと感じて生きられるかどうかを、年配の男性首長の発想に委ねておくことは、100年の大計に関わる大問題なのである。

地方議員の動向

日本において女性国会議員比率（現在衆議院で9%）が、欧米諸国のみならず近隣アジア諸国（例えば韓国では一院制議会で13%——2004年選挙）からも大きく遅れていることは、今日では常識である。しかし日本の女性地方議員の少なさが「異常だ」と意識されていないことは「盲点」である。

私も世界の水準に関する資料を持っていないが、例えばフランスでは2000年のパリテ法導入により、各級選挙において男女候補者を半々とするのを政党に義務づけた。下院では、小選挙区2回投票制という原則と、全国レベルで集計した際に候補者が一方の性別に偏っている場合の当該政党への制裁が、選挙過程からの排除ではなく政党補助金の軽微な削減に留まるため、大政党ほど違反し、2002年選挙でも女性の当選は12.3%に留まった。しかし拘束名簿による比例代表で実施されているコミューン（市町村にあたる）議会・レジ

オン議会（比例は部分的）・EU議員選出での女性の進出は著しく、2001年コミューン議員選挙の結果、住民3,500人以上のコミューンでは女性が議会の47.5%を占めることになった。

インドでは地方議員も小選挙区制で選ばれるが、3分の1の議席が女性のために留保されている。つまり地方選挙のたびに近隣の3選挙区につき1つが「女性選挙区」とされ、そもそも女性しか立候補できなくするから、当選者も女性に限定される。「女性選挙区」は選挙のたびにローテーションする。この制度の実施前には、「女性選挙区」に当たったときだけその選挙区選出の男性議員が「身代わり女性候補」を立ててしのぎ彼女を傀儡とし、男性も女性も立候補できる次の選挙の際には彼がその議席を取り戻すと考えられていた。しかし、仮に選出時には「身代わり女性」であっても、あるいは女性NPOなどに支持されて立候補・当選した候補であっても、当人が実力を発揮したケースでは、「女性選挙区」のローテーションをはずれた選挙の際も同じ女性が再選されることがある。したがって、インドの女性地方議員は33%という留保の比率を超えている。

以上の情報を考え合わせると、日本の女性地方議員が、1980年代初頭までは1%前後に留まり、1983年の統一地方選挙を経て右肩上がりになってきたと言っても、なお約8%に留まっていることは、由々しい事態である（内訳は、都道府県議会6.8%、市区議会11.8%、町村議会5.8%）¹⁾。

1983年統一地方選挙以降の女性の進出の背景を5つ挙げよう。第1に、当時の「優生保護法改正問題」、つまり合法的な妊娠中絶条項から「経済的理由」を削るか否かについて、地方議会を舞台に賛否の意見書合戦が繰り広

げられ、削除に反対した多くの女性が議会で掛け合いに行った際、99%が男性からなる地方議員の無理解に苦闘したこと、第2に、地方行革が保育料値上げや学校給食のセンター方式への移行に結びついたことへの女性達の反対に、支出削減を金科玉条とする男性首長や議会が取り合わなかったことへの反発、第3に、議会の環境問題への無理解に対し、「生活クラブ生協」をベースにして「市民ネット」が女性代理人を立てる戦術をスタートさせたこと、第4に、共産党や公明党に加え、社会党が女性候補擁立に積極的になったこと、そして最後に、マドンナブームを支えた団塊世代の女性達の「政治への目覚め」を指摘できよう。

中産階級の専業主婦という生き方が1920年代に始まった欧米に比して、日本で本格化したのは1960年代であり、1970年前後に「適齢期」を迎えた日本のベビーブーム女性達は、ウーマンリブという「主婦という生き方への異議申し立て」ではなく、むしろ専業主婦第1世代になることに喜んで飛び込んでいった。しかも団塊2世たちは厳しい受験戦争に直面した。日本の団塊マザー達は、子どもの成績に一喜一憂し、欧米の主婦達が1960年代末に直面したような「アイデンティティ危機(自己存在の不安)」に直面しないで済んだが、子どもの受験戦争終了後、自分の生の社会的意義が見いだせないという悩みに直面した。その時に丁度土井たか子社会党委員長が登場(1986年9月)し、彼女達は喜んで「一票一揆」に参加した。

しかし日本では男女雇用機会均等法の実施が1986年とずれ込んだように、女性の交渉力・企画力・組織マネジメント力等を育てる機会が民間でも行政でも非常に少なかった。

マドンナブームで当選した女性議員達は玉石混淆であり、また彼女達のそうした技能を育てる機会を、社会党は提供し損なった。マドンナブームは一過性で終わったのである。但し、地方での女性議員の漸増は継続した。

2005年9月の衆議院議員選挙では、「女刺客」とか「小泉シスターズ」とか呼ばれる女性候補が躍進した。彼女達はすでに何らかの専門知識をもっており、「素人ぼさ」を強調した「元祖マドンナ」達とは異質だが、「新マドンナ」達が再選されるかどうかは、政治家として必要とされる技能の訓練機会を自民党が彼女達に提供するかどうかと、この度の選挙のような比例代表名簿上位の「女性枠」が維持されるかどうかにかかっている。

地方議員候補としても、現在では1980年代に比して専門的能力を持つ女性のプールは拡大しているし、女性候補のためのバックアップ運動(各地のバックアップ・スクールや、資金提供を担った女性連帯基金——但し後者は最近活動を止めた)も広がっている。しかしそれは、なお散発的である。

日本の地方議会、とくに市町村議会の特徴は、無所属議員が多いことにある。したがってフランスのような比例代表制の導入も非現実的だし、政党による女性のリクルートやトレーニングを期待することが難しい。これらの問題の奥底には、複数定数の地方議会において、有権者が1票しか持っていない「単記制」という「日本的常識」がある。他のほとんどの国では、複数定数区では、有権者は定数分の票を投じる権利がある(「完全連記制」)。

その場合、複数候補を擁立する際に「共倒れ」を避けるための「票割り」に悩むこともない。この「票割り」や公認の人数調整は「高度な政治的判断」を必要とし、男性ボス政治

家によって密室で行われがちだ。実は、他国で女性の政治進出を支えてきたのは、世界で約半数の国が採用しているクォータ制のほか、候補者選抜の「脱密室化」＝透明化であった。

日本では、旧町内や旧字の単位で、年長男性名望家達が議員候補者を選抜し、「地域推薦」という形でこうした候補（ほぼ、男性）への投票を住民に押しつけてきた。それは制度上の「単記制」とセットになった「書かれていないルール」である。現在「平成の大合併」に伴い定数が激減し、旧来の「地域推薦」は機能不全を起こして女性にもチャンスが回って来うる反面、大きな市に吸収された町村では、新たに「旧町村推薦」のような形で少数の男性候補が選抜され、女性候補の前に立ちふさがっている。

私はこうした現状を変えるため、最低限の「連記制」、つまり「2票制」——公職選挙法の改正が必要になる——を唱えている。女性候補を増やしたい有権者は2票とも女性候補に投票すればよいし、そうでない有権者には「2人のうち1人は女性に投票しよう」と呼びかけることが可能なる。現に例外的に1回だけ大選挙区制限連記制（2～3票制）をとった戦後第1回の衆議院議員選挙では39人の女性代議士が誕生し、2005年まで59年間破られない記録だった。「2票制」に伴って想定される開票の煩雑さは、今日では電子投票の導入によってクリアできる。もちろん2票とも男性という選択もありうるが、アフーマティブ・アクションに対してネガティブな日本の世論を考えると、「性別に中立に見える」手段を実験的に用いてみる価値はあるだろう。

首長

戦後55年経って、2000年に女性知事が初めて誕生した。2005年11月現在、現職が4人である。合衆国のように女性の政治進出がヨーロッパより遅れているところでも、女性知事は1975年に（夫の身代わりでない形で）初めて選出されており、現在8人が在職中である。日本での少なさに改めて注目が必要だ。

日本では自治体での首長は公選（「大統領方式」）による。「地域推薦」と結びついた男性中心で保守的な地方議会の多数派から選ぶ「議員内閣制」であったならば、もっと出現が遅れていただろう。他方で、議会多数は保守派でも首長が社会党・共産党推薦という「革新自治体」の時代もあったから、その時代の福祉・医療・教育・公害、とりわけ老人医療費無料化といったような、時代が求めているかつ実現可能な——高度成長期には、税金が潤沢な自治体では老人医療費の本人負担分を肩代わりすることが可能だった——課題を設定し、「女性知事の方が住民は（男女を問わず）ハッピーになる」ことをうまくアピールすれば、新しい動きを生み出すことは可能である。鳥取県の片山善博知事は男性だがフェミニストで、千葉県の堂本暁子知事と、女性人材の登用・DV対策・少子高齢化対策などで競い合っている。女性ないしフェミニストの知事や政令市市長（こちらは現在女性ゼロ）がもっと増え、政策競争によるせり上げが進展するよう望まれる。

先にも述べたが、女性の現職市町村長は、20人を超えていない（市長9人）。約2,000自治体のうち1%である。国会では両院議員を

合算すれば女性は10.7%、地方議員は8%、知事は8.5%だから、女性の進出が最も遅れているのが市町村長ということになる。しかし、1980年代後半の「女性の時代」を経て、長期不況にもかかわらず(いや男性の経済力に依存しにくくなったので、なおのこと)日本においても女性達は行政や企業のみならずNPOなど多くの分野に進出し、交渉力・企画力・組織マネジメント力を育ててきた。

こうしたパワーを、女性たちが「勝ち組」になるためにだけ用いるとは限らない。より多くの犠牲を女性に強いる「社会の2極化」を押しとどめるような地域でのセーフティネット構築のために用いることも、可能である。女性の「人材がない」のではない。私達

の社会に、彼女達を見いだす力、育てる力が不足していることに気づき、1日も早い是正に取り組むべき時なのである。さらに、いまや高齢者介護の主たる担い手となっている団塊女性達にも、再度社会への登場を望みたい。「外国人花嫁」のようなマイノリティ女性に対しても、全てにわたって日本流を押しつけるのではない、「多文化時代の新しい女性の連帯」が求められているのだ。

注

- 1) 2004年12月現在。総務省調査 http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/050428_9_1.pdf と、久保公子「合併下の女性地方議員の進出状況」『女性展望』2005年6月号、p.14-17、参照。